

総合特別区域法第 8 条第 9 項において準用する同条第 7 項の規定に基づく国際
戦略総合特別区域の区域変更に係る意見について（案）

（ 令 和 3 年 月 日
総合特別区域推進本部決定 ）

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第 8 条第 9 項において準用する同条第
7 項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域の区域について、別紙 1 のとおり変
更することを了承する。

国際戦略総合特別区域の名称：京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

地方公共団体の名称：神奈川県、横浜市、川崎市

国際戦略総合特別区域の範囲：

神奈川県横浜市鶴見区の区域のうち、末広町1丁目（12番3及び12番4を除く。）、小野町36番1、36番5、36番8、39番、41番1、41番2、42番、43番1、43番3、43番4、43番5、43番7、44番1、46番3、50番3、52番2、52番3、52番5、72番1、72番6、72番7、72番8、72番9、72番10、74番1、75番1、75番2、75番4、76番1、76番2、77番2、77番3、92番2、94番2、151番7、弁天町2番、2番4、2番7及び2番9の区域 神奈川県横浜市西区の区域のうち、みなとみらい1丁目から6丁目までの区域及び市道栄本町線7188号線の西側端線と西区と神奈川区との境界線との交差点を起点とし、順次同境界線、国道1号の中心線、市道高島台288号線の南側端線及び市道栄本町線7188号線の西側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域 神奈川県横浜市神奈川区の区域のうち、守屋町3丁目及び恵比寿町の区域 神奈川県横浜市中区の区域のうち、新港1丁目及び2丁目、内田町（東日本旅客鉄道根岸線と内田町と西区桜木町6丁目との境界線との交差点を起点とし、順次同境界線、内田町と西区桜木町5丁目との境界線、内田町と桜木町1丁目との境界線及び東日本旅客鉄道根岸線を経て起点に至る線（鉄道にあっては、その中心線）で囲まれた区域を除く。）、桜木町1丁目（海岸線と桜木町1丁目と西区みなとみらい2丁目との境界線との交差点を起点とし、順次同境界線、みなとみらい2丁目及び3丁目に接する内田町と桜木町1丁目との境界線、桜木町1丁目と西区みなとみらい3丁目との境界線、桜木町5丁目及び6丁目に接する内田町と桜木町1丁目との境界線、東日本旅客鉄道根岸線、国道133号線の東側端線及び海岸線を経て起点に至る線（鉄道にあっては、その中心線）で囲まれた区域（桜木町駅の区域を除く。）に限る。）、海岸通り1丁目（市道高島台295号線と海岸通1丁目と海岸通2丁目との境界線との交差点を起点とし、順次同境界線、海岸通1丁目と元浜町1丁目との境界線、市道高島台295号線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域及び港湾法（昭和25年法律第218号）の規定による緑地区域に限る。）、山下町89番1並びに日本大通58の区域 神奈川県横浜市南区の区域のうち、浦舟町4丁目57番の区域 神奈川県横浜市港北区の区域のうち、日吉3丁目14番及び新横浜3丁目8番11の区域 神奈川県横浜市金沢区の区域のうち、幸浦1丁目及び2丁目並びに福浦1丁目から3丁目の区域 神奈川県横浜市旭区の区域のうち、中尾1丁目1番2の区域（平成25年11月2日以降は、施設移転のため、中尾2丁目3番2の区域） 神奈川県横浜市緑区の区域のうち、長津田町字馬ノ背4259番地1から5、4270番地、4284番地、4387番地1、4388番地1、4394番地、4397番地6及び10から12、4408番地2、4425番地、4427番地から4429番地、4431番地、4473番地、5815番地29、34及び37並びに5816番地15の区域
神奈川県川崎市川崎区の区域のうち、殿町1丁目から3丁目まで、鈴木町、中瀬1丁目から3丁目まで、港町、新川通12番、塩浜3丁目及び4丁目、小島町、田町3丁目、大師河原1丁目及び2丁目、夜光1丁目から3丁目まで、旭町1丁目19番、池上新町3丁目（池上新町3丁目と塩浜3丁目との境界線と東日本旅客鉄道東海道本線貨物支線との交差点を起点とし、順次東日本旅客鉄道東海道本線貨物支線、市道皐橋水江町線及び池上新町3丁目と塩浜3丁目との境界線を経て起点に至る線（道路及び鉄道にあっては、その中心線）で囲まれた区域に限る。）並びに南渡田町1（県道扇町川崎停車場線と東海道本線貨物線との交差点を起点とし、順次東海道本線貨物線、南渡田町と鋼管通5丁目との境界線、JR鶴見線及び県道扇町川崎停車場線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。）の区域 神奈川県川崎市幸区の区域のうち、新川崎1番、2番、7番及び新小倉1番の区域 神奈川県川崎市高津区の区域のうち、坂戸3丁目2番1の区域
神奈川県藤沢市の区域のうち、遠藤5232番地1から3、5322番地、5466番地、4411番地、6703番地3及び6707番地1から14までの区域

国際戦略総合特別区域の名称：アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区

地方公共団体の名称：長野県、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町、静岡県、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、清水町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、名古屋港管理組合

国際戦略総合特別区域の範囲：

長野県長野市の区域のうち、大字穂保字町裏（288 番 5 に限る。）及び大字穂保字中之配（291 番 1、291 番 2、291 番 5、292 番 1、293 番 1、294 番 1、295 番 1、296 番 1、297 番 1、297 番 4、297 番 8、297 番 9、297 番 14 から 16 まで、313 番 1、313 番 4、313 番 5、314 番 1、314 番 5 に限る。）、大字穂保字田中（664 番 1 に限る。）の区域
長野県上田市の区域のうち、中丸子字上山（3 番 40 に限る。）及び藤原田字箱置（2 番 7、2 番 12、2 番 13 に限る。）、藤原田字大星（39 番 7 から 11 に限る。）、藤和田字上大平（67 番 11、67 番 12 に限る。）の区域
長野県岡谷市の区域のうち、湖畔一丁目（48 番 2、49 番、52 番、94 番及び 95 番に限る。）、田中町二丁目（5716 番 1、5716 番 4、5717 番 1、5767 番 8、5767 番 9、5771 番 5 及び 5771 番 6 に限る。）、神明町四丁目（14 番 1、14 番 2、1337 番及び 1338 番 1 に限る。）、南宮一丁目（9752 番 4、9752 番 6、9752 番 7、9752 番 15、9763 番 1）、川岸上三丁目（1945 番 35 及び 1945 番 64 に限る。）、長地小萩一丁目（4974 番、4975 番 1、4975 番 2、4977 番 1、4977 番 2、4982 番 3、4982 番 5、4983 番 5、4988 番 3 及び 4989 番 5 に限る。）、長地源一丁目（2878 番 3、2878 番 4、2879 番 1 から 3 まで、2880 番 1 から 7 まで、2881 番 1、2881 番 2、2882 番 1、2882 番 2、2883 番 1 から 3 まで、3003 番 1 及び 3004 番 1 に限る。）、長地片間町一丁目（7973 番 2、7976 番 2、7977 番 3、7977 番 4、7978 番 1、7979 番、7980 番 1、7980 番 3、7980 番 7 から 11 まで、7990 番 1、7990 番 3、9959 番 10、9959 番 14、9959 番 17、9959 番 23 及び 9959 番 24 に限る。）、1651 番 2、1651 番 3、1651 番 5、1655 番 19、1672 番 6、1672 番 7、1673 番 1、1673 番 4、1674 番 1、1674 番 4、1675 番、1675 番 2、1676 番 1、1677 番 1、1680 番 1、1681 番 2、1685 番 1、1757 番 10、1760 番、1761 番 5、1723 番 41、1991 番 1 から 5 まで、1992 番、1993 番 1、1994 番、2075 番 16、2075 番 24、2075 番 26 及び 2075 番 613 の区域
長野県飯田市の区域のうち、羽場権現（1149 番 1、1149 番 5、1154 番 7 及び 1596 番 2 に限る。）、大休（1570 番 17、1879 番、1879 番 2、1879 番 9、1879 番 14、1879 番 16、1940 番 4、1940 番 7、2001 番 3、2003 番 2、7223 番 1、7223 番 3 及び 7223 番 6 に限る。）、滝の沢（5827 番 4、5827 番 7、5827 番 8、5827 番 12 から 14 まで及び 5827 番 18 から 20 までに限る。）、松尾寺所（7303 番 1、7304 番 1、7305 番 1、7305 番 2、7305 番 4 及び 7305 番 5 に限る。）、松尾明（7584 番 1、7584 番 2、7585 番 1 及び 7585 番 2 に限る。）、松尾城（4169 番 2、4170 番 2、4171 番、4211 番 2、4253 番 1、4254 番 1、4254 番 2、4334 番 3 及び 4335 番 2 に限る。）、毛賀（240 番 2、241 番 4、241 番 5、276 番 1、276 番 4、665 番 4、943 番 2、943 番 4、950 番 1、950 番 3、953 番 1、953 番 2、953 番 4 から 6 まで、954 番から 957 番まで、962 番 1、962 番 2、963 番、965 番から 967 番まで、972 番 1、972 番 3、973 番、974 番、975 番 1 から 3 まで、976 番 2、976 番 3（北緯 35 度 27 分 25 秒・16、東経 137 度 52 分 14 秒・90 の地点と北緯 35 度 27 分 25 秒・14、東経 137 度 52 分 15 秒・04 の地点を結ぶ線で区切った西側の区域に限る。）、976 番 4 から 8 まで、978 番 1、978 番 2（北緯 35 度 27 分 22 秒・18、東経 137 度 52 分 12 秒・14 の地点と北緯 35 度 27 分 22 秒・11、東経 137 度 52 分 12 秒・17 の地点を結ぶ線で区切った北側の区域に限る。）、978 番 3、979 番から 981 番まで、982 番 2、984 番 1、986 番 3（北緯 35 度 27 分 24 秒・39、東経 137 度 52 分 12 秒・86 の地点と北緯 35 度 27 分 24 秒・37、東経 137 度 52 分 12 秒・82 の地点を結ぶ線で区切った西側の区域に限る。）、1007 番 1、1013 番 3（北緯 35 度 27 分 19 秒・41、東経 137 度 52 分 17 秒・65 の地点と北緯 35 度 27 分 19 秒・37、東経 137 度 52 分 17 秒・70 の地点を結ぶ線で区切った北側の区域に限る。）、1013 番 4、1013 番 5、1013 番 7、1013 番 8、1020 番、1020 番 2 から 4 まで、1021 番 1、1030 番 3、1031 番 1、1052 番 1、1052 番 2、1073 番 3、1209 番 7、1215 番 1、1215 番 5、1226 番 5、1235 番 2、1236 番 1、

1249番5、1249番8、1250番3、1253番1、1260番1、1260番3、1263番、1264番4、1270番6及び1270番7に限る。)、駄科(1868番1、1872番1及び1880番5に限る。)、長野原(700番59から64まで、700番105、700番106、700番129、700番131及び700番133から136までに限る。)、時又(122番1から4まで、126番、127番、127番8から10まで、127番65、127番148及び127番152に限る。)、桐林(2254番293、2254番295、2254番296、2254番306、2254番307、2656番1、2656番2、2657番1から3まで、2660番1、2660番2、2662番、2664番、2665番6、2666番、2668番、2672番6、2672番7、2674番2、2675番2、2676番、2678番、2679番1、2679番3、2679番4、2680番1から3まで、2681番、2683番、2684番、2687番及び2688番5に限る。)、嶋(134番から137まで、146番、147番に限る。)、川路(7500番1、7502番1、7502番2、7572番1から4まで、7573番1から4まで、7574番1から3まで、7575番1、7575番2及び7576番1から3までに限る。)、伊豆木(16番1、16番2、16番4、16番5、16番9、16番12、17番1、17番2、17番7、19番5、19番6、19番10、22番1、22番2、22番4、23番2、39番10、62番1、62番3、62番4、62番6、62番8、62番17、62番19、62番25、62番37、5804番1、5804番2、5808番2、5810番及び5816番8に限る。)、山本(3577番、3763番1、3764番1から3まで及び3765番1、4754番2、4754番3、4755番、4766番1、4828番1、4828番4から7まで、4856番1及び4856番4に限る。)、下殿岡(48番、49番1、49番3、50番、51番6、62番1、63番1、64番1、65番1、169番1、169番6、174番1、191番1、733番1、733番4、733番11から13まで、735番1から4まで、739番3、743番1及び745番1に限る。)、三日市場(1091番3、1099番1、1100番、1101番1から3まで、1102番4及び1103番3(北緯35度25分32秒・30、東経137度52分43秒・33の地点と北緯35度25分32秒・29、東経137度52分43秒・29の地点を結ぶ線で区切った東側の区域に限る。))に限る。)、北方(137番11、1599番1、1599番3、1601番3、1602番1、1603番1、1604番1及び1605番1に限る。)、鼎切石(5005番12、5005番14、5005番18、5005番19、5006番3、5006番6、5036番6、5036番30、5036番31、5036番45、5036番46、5121番2、5121番4、5121番41、5121番52(北緯35度25分22秒・80、東経137度54分39秒・90の地点と北緯35度25分22秒・80、東経137度54分39秒・92の地点を結ぶ線で区切った西側の区域及び北緯35度25分23秒・73、東経137度54分39秒・66の地点と北緯35度25分23秒・72、東経137度54分39秒・61の地点を結ぶ線で区切った東側の区域を除く。))、5121番119、5121番120、5121番138及び5121番139に限る。))並びに鼎一色(302番20及び303番1に限る。))の区域
長野県諏訪市の区域のうち、大字豊田(2442番8、2443番2、2443番5、2443番6、2444番1、2445番、2447番4及び2450番1に限る。)、大字四賀(1821番に限る。)、大字中洲(3047番1に限る。)、大字湖南(4495番、4514番1、4518番1、4520番3、4521番3、4523番、4523番3、4525番、4525番1、4525番2、4529番、4529番3、4529番5から7まで及び4539番に限る。)、湖岸通り1丁目(10番1、11番5、11番12、11番13、11番33、11番34、11番62、11番82、11番89、11番93、11番94、13番1及び13番3に限る。))及び上川一丁目(1538番1から3まで、1540番3、1542番3及び1543番1に限る。))の区域
長野県伊那市の区域のうち、福島(301番、301番2、302番、302番2、303番、303番2、304番1、304番2、304番6、305番1、305番4、305番5、306番1、306番5及び306番6に限る。)、東春近(1517番5、1517番7、1517番8、1518番1から3まで及び1518番5に限る。))及び西春近(2897番2、2898番、2899番、2900番、2905番1、2917番1、2918番1、2919番1、2971番1、2973番、2974番1及び2975番1に限る。))の区域
長野県駒ヶ根市の区域のうち、赤穂(330番13、330番14、330番16から18まで、330番20から25まで、330番55から57まで、3626番5、3663番1、3664番1、16397番5、16397番9、16397番14、16397番15、16397番34から36まで、16397番38、16397番39、16397番41から43まで、16397番45、16397番46、16397番48、16397番50、16397番52、16397番53、16397番55から57まで、16397番72、16397番74、16397番81、16397番82、16397番84から89まで、16397番94、16397番95、16398番61及び16398番62に限る。))及び下平(4495番30及び4496番10に限る。))の区域
長野県茅野市の区域のうち、豊平(454番2、454番13、454番22、529番2、529番9及び530番2に限る。))及び金沢(2983番、2984番1及び5683番1に限る。))の区域
長野県諏訪郡下諏訪町の区域のうち、1892番1、5029番2、5029番8から11まで、5029番19、5029番21、5031番11、5031番13、5031番14、5031番16、5033番1、5035番16、5196番23、5197番4、5197番9、5199番2、5417番3、5451番2、5452番3、5456番2、5459番、5460番、5461番1、5461番3、5461番5、5461番8、5461番13及び5464番7の区域
長野県諏訪郡富士見町の区域のうち、落合(9433番1及び9450番1に限る。))の区域
長野県上伊那郡辰野町の区域のうち、大字伊那富(958番2、958番4、965番、966番1、969番、971番、971番2、973番1、973番2、975番、975番5、976番5、985番1、2553番1から3まで、2553番7、2553番9から11まで、2554番2、2556番2、2557番1、2557番2、2557番5、2557番6、2558番1、2559番1、2559番2、2560番2、2560番3、2561番1から3まで、2562番1、2562番5、2817番5、2817番19、2819番1、2821番1、2850番1、2854番8、2866番1、2866番2、2868番3、2872番2、2874番2、2940番1、3052番1、3052番4、3772番1、3934番、3946番4、3963番1、3963番2、3965番1、3968番及び7461番31に限る。))及び中央(38番、40番及び41番に限る。))の区域
長野県上伊那郡箕輪町の区域のうち、大字中箕輪字蓮臺(1726番2、1727番1、1727番2及び1728番1に限る。)、大字中箕輪字橋場(8659番1、8660番1、8660番3から5まで、8665番1、8665番3、8671番1、8671番3、8671番4、8672番1、8673番、8675番、8676番、8676番2、8677番、8677番2、8677番3、8678番、8679番、8680番1から5まで、8681番1、8682番1及び8688番6に限る。)、大字中箕輪字鉄砲島(8870番1から4までに限る。)、大字中箕輪字向河原(9076番1、9077番1、9096番2及び9097番4に限る。)、大字中箕輪字南原(14016番23、14016番25、14016番30、14016番40、14016番74、14016番117、14016番148から150まで、14016番173から176まで、14016番191、14016番193、14016番

196、14016番198、14016番199、14016番201、14016番202、14016番209、14016番212、14016番215、14016番217、14016番218、14016番220、14016番221、14016番225、14016番236から238まで、14016番240、14016番241、14016番266、14016番267、14016番271、14016番287、14016番358、14016番360、14016番362、14016番363、14016番365から368まで、14016番372、14016番406、14016番417から420まで、14016番423から439まで、14016番450から452まで、14016番491から496まで、14017番2、14017番5、14226番33及び14226番36から46までに限る。)及び大字三日町字東河原(493番1に限る。)の区域
長野県上伊那郡飯島町の区域のうち、七久保(792番9、793番1、796番、799番1、799番3、801番1、801番3、801番4、802番1、802番2、803番1、804番1、804番3、804番5、805番1、806番2、809番4、811番1、813番1、815番2、816番1、816番6、817番1、817番8、822番1、823番1、824番、825番1、826番3、827番1、828番2、828番6、829番1、830番1、830番3、831番1、831番3、832番1、832番4、834番1、834番2、835番1から3まで、837番1、837番3、838番1、838番2、839番、840番、841番1、841番3、842番4、843番2、843番13から16まで、845番1、845番5及び846番1に限る。)の区域
長野県上伊那郡南箕輪村の区域のうち、北原(1633番28、1633番31から34まで、1633番36から40まで、1633番135から147まで、1634番56から58まで、1634番60及び村道3018号線(1633番140南西の頂点と1633番142北西の頂点を結ぶ線と1633番147南東の頂点と1633番137北東の頂点を結ぶ線により区切られる区域に限る。)に限る。)の区域
長野県下伊那郡松川町の区域のうち、元大島(3176番7、3176番17、3176番20、4315番1、4316番1及び4323番2から6までに限る。)の区域
長野県下伊那郡高森町の区域のうち、下市田(3111番1、3111番6、3112番1、3117番3及び3118番2、3120番2、3125番1、3126番1及び3126番8に限る。)、吉田(393番8に限る。))並びに山吹(1640番6、1646番3から5まで、1646番11、1646番16、3624番5、3624番6、3624番8から10まで、3629番、3630番1、3630番2、3630番11から15まで、8668番1、8669番2、8685番1、8685番2、8686番、8688番、8689番3、8704番1、8709番1、8711番1、8712番、8716番5及び8716番7に限る。)の区域
長野県下伊那郡喬木村の区域のうち、7607番1の区域
長野県下伊那郡豊丘村の区域のうち、大字神稲(3052番4、3052番19、3059番、3179番1、3179番3、3227番1、3227番3、3232番、3234番、3245番1、3245番4、3250番1、3257番1、3266番2、3266番3、3276番1、3364番1、3364番2、3370番1、3370番2、3370番4から7まで、3372番、9245番1、9245番2、9266番1、9267番1、9268番1及び9269番5に限る。)の区域
岐阜県岐阜市の区域のうち、六条大溝一丁目(6番9、6番10、13番1及び13番2に限る。))並びに手力町(3番1から9までに限る。)の区域
岐阜県大垣市の区域のうち、浅西三丁目(22番11及び22番13に限る。))並びに草道島町(字北出口11番1、12番3及び13番に限る。)の区域
岐阜県関市の区域のうち、稲口(字行抜1215番88及び1215番89に限る。)、池尻(字高山923番1、923番11から13まで、923番16、923番17、923番20から22まで、923番27、923番28、924番1、924番6、924番7及び932番3、字西大原1144番1(北緯35度50分19秒・68、東経136度87分33秒・09の地点と北緯35度50分12秒・10、東経136度87分36秒・40の地点を結ぶ線で区切った東側の区域に限る。))、1144番2(北緯35度50分19秒・68、東経136度87分33秒・09の地点と北緯35度50分12秒・10、東経136度87分36秒・40の地点を結ぶ線で区切った東側の区域に限る。))、1144番3、1145番1(北緯35度50分19秒・68、東経136度87分33秒・09の地点と北緯35度50分12秒・10、東経136度87分36秒・40の地点を結ぶ線で区切った東側の区域に限る。))、1145番2、1147番2、1148番2、1148番3、1149番2、1149番3、1150番2から6まで、1151番2、1151番3及び1153番並びに字西宮田1165番1に限る。))、広見(字昭和新田1390番2及び1390番18から25まで並びに字両門取2403番7及び2403番8に限る。))、倉知(字沓掛4587番2、4592番1、4593番1、4593番7及び4597番9、字ロケ洞4352番3、字鞠ヶ洞4539番5、4539番9、4539番10、4539番12、4539番15、4546番7及び4546番8、字花之木4397番3及び4397番23並びに字東若御子2535番15に限る。))、小迫間(字松笠洞303番3、303番4、303番6及び303番7に限る。))、迫間(字柳洞2241番12、2241番14及び2241番20に限る。))、迫間台二丁目(2161番3、2161番5、2200番1、2200番3、2200番5、2213番、2222番1、2222番2、2276番2、2277番4、2277番6、2284番5から7まで、2301番319、2301番514及び2301番518から520までに限る。))、新迫間(65番1、66番、67番及び81番1に限る。))、のぞみヶ丘(5番及び6番1に限る。))並びに明生町五丁目(6番及び7番に限る。)の区域
岐阜県中津川市の区域のうち、中津川大字駒場(字青木447番4から7まで、447番15、447番37、448番1、448番3、449番1、449番2、449番4及び449番5、字後洞1241番3、1241番5、1241番17、1242番1、1243番3から5まで、1244番2、1305番2、1305番6、1307番4、1307番15及び1307番17並びに字角田745番3、745番4、745番6、745番8、747番4、747番8、747番9及び748番に限る。)の区域
岐阜県美濃市の区域のうち、大字楓台(17番、18番及び20番に限る。))、大字極楽寺(字小伝ヶ洞1303番1、1304番1及び1304番6に限る。))並びに大字松森(字下巾上380番1、380番3、380番6、380番12、381番1、381番2、382番1(北緯35度31分31秒・70、東経136度54分26秒・82の地点を起点とし、順次同地点から北緯35度31分31秒・81、東経136度54分26秒・16、北緯35度31分31秒・86、東経136度54分26秒・15、北緯35度31分31秒・94、東経136度54分25秒・44、北緯35度31分31秒・32、東経136度54分25秒・39、北緯35度31分31秒・20、東経136度54分25秒・97、北緯35度31分31秒・12、東経136度54分26秒・50、北緯35度31分31秒・16、東経136度54分26秒・60の地点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。))、382番4、382番6、383番3及び383番6に限る。)の区域

岐阜県瑞浪市の区域のうち、寺河戸町（字河原 963 番 1、986 番から 988 番まで、995 番 2、996 番 2、1005 番から 1008 番まで、1012 番、1014 番、1019 番 1、1020 番 1、1020 番 2、1021 番 1、1026 番から 1028 番まで、1029 番 5、1029 番 14、1029 番 15 及び 1040 番に限る。）並びに稲津町小里（字大洞 1922 番 2、1923 番、1924 番、1927 番 1 から 4 まで、1935 番 1、1935 番 12 から 14 まで、1935 番 20、1935 番 22、1935 番 28 から 30 まで、1938 番 3、1939 番及び 1941 番 2に限る。）の区域
岐阜県羽島市の区域のうち、正木町新井字二町目（233 番 1 から 3 まで、234 番、235 番 1 から 4 まで、236 番、237 番及び 329 番に限る。）の区域
岐阜県恵那市の区域のうち、長島町久須見（字新田 1074 番 2 から 5 まで、1074 番 8 から 11 まで及び 1074 番 15に限る。）、岩村町（字矢坪 2453 番 22に限る。）並びに上矢作町（字中島 1878 番 1、1881 番 1、1883 番、1884 番 4、1884 番 5、1884 番 9 及び 1884 番 11に限る。）の区域
岐阜県美濃加茂市の区域のうち、蜂屋台一丁目（7 番 1 から 3 まで、8 番 1、8 番 2、8 番 7 及び 8 番 8に限る。）、加茂野町稲辺（字東野 396 番 1 及び 396 番 2に限る。）並びに加茂野町鷹之巣（字西屋敷 841 番 6、字四ツ田 1887 番 1 から 3 まで、1892 番から 1894 番まで、字大治郎 1986 番 1、1986 番 2、1987 番から 1989 番まで、字辻ヶ鼻 1560 番、1561 番、1569 番 1 及び 1613 番並びに字字見 1737 番 1、1737 番 2、1738 番 1 から 3 まで及び 1776 番 1に限る。）の区域
岐阜県土岐市の区域のうち、泉町久尻字北山（1431 番 56に限る。）の区域
岐阜県各務原市の区域のうち、那加桐野外二ヶ所大字入会地北中野（13 番 2に限る。）、蘇原三柿野町（西畑 3 番 4、前田 39 番 1、村中 108 番 3、中ノ島 142 番、宮裏 187 番、宮東 202 番 2、剰水 204 番 1 及び 204 番 2、剰水南 203 番 3 から 6 まで及び 203 番 12、村裏 297 番、298 番 157 及び 299 番 1 並びに往来添 891 番 9 及び 891 番 26に限る。）及び三丁目（1 番、2 番、2 番 1、4 番 1、4 番 2、4 番 4、4 番 5、4 番 7 から 11 まで、5 番 2、5 番 4 から 6 まで、6 番 3、7 番 3、8 番 2 から 4 まで、9 番 1 から 3 まで、9 番 5 及び 9 番 6に限る。）、蘇原興亜町一丁目（1 番、11 番 1、17 番 1、17 番 2 及び 18 番 2に限る。）、二丁目（1 番 2（北緯 35 度 24 分 23 秒・95、東経 136 度 52 分 19 秒・18 の地点を起点とし、順次同地点から北緯 35 度 24 分 23 秒・92、東経 136 度 52 分 18 秒・50、北緯 35 度 24 分 22 秒・78、東経 136 度 52 分 18 秒・55、北緯 35 度 24 分 22 秒・80、東経 136 度 52 分 19 秒・22 の地点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。）、1 番 10、1 番 11 及び 1 番 36に限る。）、三丁目（1 番、3 番 1、3 番 2（北緯 35 度 24 分 26 秒・04、東経 136 度 52 分 19 秒・71 の地点を起点とし、順次同地点から北緯 35 度 24 分 26 秒・02、東経 136 度 52 分 18 秒・42、北緯 35 度 24 分 23 秒・92、東経 136 度 52 分 18 秒・50、北緯 35 度 24 分 23 秒・97、東経 136 度 52 分 19 秒・71 の地点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。）、11 番 3 から 5 まで及び 11 番 7に限る。）、四丁目（1 番 1、1 番 5、1 番 7 から 10 まで、1 番 13 から 15 まで、1 番 17、1 番 24、3 番 1、3 番 4、4 番 10 及び 4 番 26に限る。）及び五丁目（10 番、14 番 1、31 番 1 から 3 まで及び 42 番に限る。）、蘇原東門町三丁目（123 番 1 から 4 まで、125 番 2 及び 126 番 1に限る。）、蘇原中央町四丁目（16 番 4、16 番 6 及び 16 番 7に限る。）、川崎町（1 番 1 及び 13 番に限る。）、鵜沼（総廻り西方 6 番 41、6 番 42、6 番 153、6 番 160 及び 6 番 164、中道南 76 番 19 及び 76 番 20、町南 117 番 1、117 番 2、117 番 5、118 番及び 119 番並びに犬山道南 397 番 1 から 4 まで、398 番 1 から 3 まで及び 398 番 5に限る。）、鵜沼川崎町一丁目（1 番 1、2 番 1、3 番 1 及び 7 番に限る。）及び二丁目（10 番、11 番、37 番、38 番、39 番 1 及び 39 番 4に限る。）、鵜沼三ツ池町四丁目（1 番、2 番、40 番、42 番、56 番及び 57 番に限る。）、須衛町二丁目（446 番 2に限る。）並びにテクノプラザ二丁目（12 番、13 番、25 番、31 番及び 33 番に限る。）及び三丁目（1 番 1、1 番 5、1 番 7、12 番 1 及び 21 番 1に限る。）の区域
岐阜県各務原市の区域のうち、那加山崎町（43 番 8、43 番 10 及び 43 番 15に限る。）、金属団地（1 番 2、3 番 2、4 番 1、5 番 1、6 番、7 番、26 番から 33 番まで、106 番、107 番、126 番から 128 番まで、206 番から 209 番まで、212 番 1 及び 212 番 2に限る。）、山脇町七丁目（122 番、122 番 3、133 番 3、140 番 4、142 番 1、142 番 2、143 番 1、143 番 3、144 番 3、144 番 4 及び 144 番 11に限る。）、上戸町七丁目（1 番 12 並びに 1 番 24に限る。）、蘇原島崎町二丁目（4 番 1 並びに 4 番 2に限る。）、蘇原興亜町三丁目（6 番、8 番 1、8 番 2、8 番 5、8 番 7、11 番 1に限る。）、蘇原瑞雲町四丁目（2 番及び 12 番に限る。）、蘇原寺島町一丁目（1 番 1 並びに 9 番に限る。）、蘇原北山町一丁目（15 番 6に限る。）、鵜沼各務原町一丁目（14 番 3 並びに 14 番 4に限る。）、七丁目（71 番 9に限る。）、鵜沼朝日町一丁目（130 番 1に限る。）、四丁目（26 番に限る。）並びに各務東町五丁目（82 番 20 から 22 までに限る。）の区域
岐阜県可児市の区域のうち、姫ヶ丘一丁目（18 番、18 番 2、26 番、26 番 2 から 4 まで及び 34 番に限る。）並びに二丁目（10 番、10 番 2、10 番 5 から 9 まで、11 番、11 番 5 及び 6に限る。）の区域
岐阜県郡上市の区域のうち、八幡町有穂（字東前 1525 番 1、1525 番地 2、1526 番、1527 番 1、1527 番 2、1530 番 1、1533 番 1、1541 番 1 及び 1550 番 2 並びに字街道上 1756 番地 4 及び 1757 番 3に限る。）並びに白鳥町大島（字勝光島 1716 番 7 及び 1725 番 6に限る。）の区域
岐阜県海津市の区域のうち、海津町五町（字道下 333 番、334 番及び 335 番 1に限る。）の区域
岐阜県羽島郡笠松町の区域のうち、門間（字村前 1883 番 2、1883 番 3 及び 1888 番に限る。）、中野（字村内 197 番、198 番、230 番、231 番 1、231 番 2、233 番 2、233 番 3、246 番、252 番 2、262 番 1、263 番 1、264 番、267 番、269 番、271 番から 275 番まで、284 番から 291 番まで、292 番 1、292 番 2、293 番から 298 番まで、301 番から 305 番まで及び 306 番 1に限る。）並びに江川（字村西 192 番に限る。）の区域
岐阜県不破郡垂井町の区域のうち、垂井（字御所野 1461 番 1、1461 番 3 から 5 まで、1462 番 1 の 1、1462 番 1 の 2、1463 番 3、1463 番 5、1463 番 8、1464 番 5、1464 番 6、1465 番 1、1466 番 3 から 5 まで、1466 番 7、1466 番 8、1467 番 1 から 4 まで、1468 番 1、1470 番 1 及び 1478 番 4に限る。）並びに宮代（字藪井 1032 番 3、1033 番及び 1034 番、字天満田 1083 番

1、1083番2、1084番1から12、1085番1、1086番12から14、1102番1並びに宇尾崎1109番1、1110番1、1110番6及び1110番12に限る。)の区域
岐阜県安八郡神戸町の区域のうち、神戸(字三洲1762番3、1762番4、1801番1から3まで、1812番1、1812番2、1812番4から6まで及び1855番1、字起1859番1、1859番2、1859番5、1862番、1866番3及び1866番7並びに字堤外2245番1、2245番4及び2272番2に限る。)、田(字午起754番2に限る。)、丈六道(字午起464番1、472番1、1205番から1207番まで、字村中382番2、382番4、382番6、383番4、383番5、422番9、422番10及び422番19並びに字村前筋365番4、365番6、365番10及び365番44に限る。))並びに南方(字観音堂452番1に限る。)の区域
岐阜県安八郡輪之内町の区域のうち、中郷新田(字道上1032番3に限る。)、福束(字中沼1304番1、1310番1、1311番1及び1312番から1316番までに限る。)、大藪(字河原前2401番5、2401番7から9まで、2402番1及び2402番2に限る。))並びに四郷(字川並954番2、955番1、955番2、962番、963番、964番1及び964番2に限る。)の区域
岐阜県安八郡安八町の区域のうち、中(字大平1494番1及び1517番1に限る。))並びに牧(字新長田4848番1、4849番1、4849番2、4849番5、4850番1、4851番4、4860番1、4860番3、4861番1及び4866番1並びに字南長田4660番、4665番1、4665番3、4679番1、4680番1、4681番1、4682番1、4683番1、4684番1、4686番1、4686番2、4687番1から4まで、4688番、4689番1、4689番2、4690番1、4860番2、4860番4及び4901番に限る。)の区域
岐阜県揖斐郡大野町の区域のうち、大字相羽(字六丁目1535番3及び1535番4に限る。))並びに大字下方(字宮北1115番1、1115番3、1117番2、1118番3、1118番5、1118番6、1119番2及び1127番1に限る。)の区域
岐阜県加茂郡坂祝町の区域のうち、大針(566番2、566番3、581番、583番及び585番1(北緯35度27分01秒・1、東経136度59分27秒・2の地点と北緯35度27分00秒・5、東経136度59分27秒・4の地点を結ぶ線で区切った西側の区域に限る。))に限る。))並びに取組(43番8、45番1、46番1、46番136、46番138、46番140、46番141、46番142、46番153、46番155、46番198、46番332、46番354、176番2、176番3、177番及び178番に限る。)の区域
岐阜県加茂郡川辺町の区域のうち、中川辺(1430番1、1460番1及び1518番2に限る。)の区域
岐阜県可児郡御嵩町の区域のうち、御嵩(字南山2188番57、2188番58、2188番62及び2188番73に限る。)の区域
静岡県浜松市東区の区域のうち、市野町(182番1、183番1、186番1、200番1、215番1、224番1、224番2、226番1、227番1、228番、229番、235番1、236番1、243番、247番、882番、883番、884番、885番1、886番1、886番2、887番、890番1、891番、892番、893番、894番、895番、897番、907番2、909番、910番、920番、927番、928番、929番1から3まで、930番、931番1、1023番、1024番、1025番、1026番、1027番、1028番1、1028番2、1029番、1030番、1034番1、1035番、1036番、1037番、1038番1、1038番65、1039番2、1040番1、1040番2、1041番、1066番1、1067番、1068番、1069番1、1069番3、1071番1、1072番、1072番2、1073番、1074番1、1075番1、1076番1、1077番1、1077番2、1078番1、1079番1、1080番1、1082番、1082番3、1083番1に限る。)、中田町(454番、455番1、455番2、456番から458番、459番1から3、460番1から3、461番1から3、462番、463番1から5、464番1、464番2、465番、466番1、466番2、467番、468番、469番及び470番1に限る。))及び半田町(字半田上723番1に限る。)の区域
静岡県浜松市西区の区域のうち、雄踏一丁目(106番1から3まで、106番9及び106番10に限る。)の区域
静岡県浜松市南区の区域のうち、飯田町(字神田1065番、1067番及び1068番に限る。)の区域
静岡県浜松市北区の区域のうち、大原町(418番1、418番2、418番4から6、419番1及び419番5に限る。)、都田町(字上志野9603番2及び9604番1から3まで、字高垣3171番13及び3171番16並びに字松田ヶ谷3296番2及び3296番3に限る。)、新都田一丁目(105番3及び109番2に限る。))並びに細江町中川(字テクノランド7000番18に限る。)の区域
静岡県浜松市浜北区の区域のうち、平口(字姥ヶ谷5473番、5474番1、5474番2及び5478番から5480番までに限る。))並びに染地台五丁目(1番1から15までに限る。))及び六丁目(4番1に限る。)の区域
静岡県島田市の区域のうち、東町(1966番1、1966番2、1966番14から16まで、1971番3、1972番1、1972番2、1972番5、2078番1、2081番1及び2093番1に限る。)、細島字中島(1239番2、1240番3、1241番1、1242番2に限る。)、細島字上堤外(1342番、1343番、1344番1から4まで、1345番1、1345番2、1345番4、1347番1、1347番2、1348番、1349番1から3まで、1350番、1350番2から4まで、1351番、1352番、1352番2、1353番1、1353番2、1357番2、1357番4、1357番18、1358番3に限る。)、細島字隠居田(2246番1、2246番2、2247番2、2247番3、2248番1から3まで、2249番、2249番2、2250番1、2251番2、2252番2、2252番3、2268番1、2268番3から6まで、2270番2に限る。))及び御請細島内(974番1、974番2、975番1、975番2に限る。)の区域
静岡県富士市の区域のうち、厚原(291番4から9まで、291番12、292番、304番4に限る。)の区域
静岡県磐田市の区域のうち、岩井(1907番888、2139番1、2139番2、2140番、2142番1、2142番3、2143番1に限る。))及び高見丘(1231番1及び1231番2に限る。)の区域
静岡県焼津市の区域のうち、保福島字宮島(1235番、1236番5、1240番9、1240番12、1242番4、1244番3に限る。)の区域
静岡県掛川市の区域のうち、蘭ヶ谷(789番1、837番1、838番1、839番1、839番2、840番1及び840番2に限る。))及び成滝(331番1、331番2、332番1、332番2及び332番5に限る。)の区域
静岡県駿東郡清水町の区域のうち、伏見(385番1から4まで、511番1に限る。))及び久米田(181番1、182番、184番2、185番1、185番2、186番1、186番2、186番5、186番6、187番1、187番6、187番7に限る。)の区域

愛知県名古屋市千種区の区域のうち、市道東山元町第1号線と市道東山元町第2号線の交会点を起点とし、順次同市道、市道四谷通隼人町線第1号、市道鏡池通線、市道鏡ヶ池線、市道幸川宮東町線、市道宮東町南北第3号線、市道宮東山手通線、市道八事線、市道山手通高峯町線、市道高峯山手通線、市道川名山萩岡町線、市道不老萩岡町線、市道仁座萩岡町線、市道東山元町第19号線、市道東山元町第2号線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域（幸川町三丁目2番、2番1、4番2、4番3、4番5から11まで、6番及び8番2、萩岡町57番から61番まで及び121番1並びに東山元町六丁目2番1、2番2、3番1、3番2、4番1から3まで、5番1から3まで、6番、7番1、7番2、8番1及び8番2の区域を除く。）
愛知県名古屋市北区の区域のうち、楠町大字如意（字御花街道386番2に限る。）の区域 愛知県春日井市の区域のうち、味美上ノ町（字丑渡2086番3、2087番3、2087番7から9まで、2087番11及び2087番12に限る。）、宗法町（字宗法95番1から4まで及び95番6から8までに限る。）及び春日井町（字七ツ割23番2に限る。）の区域 愛知県小牧市の区域のうち、大字南外山（字アヤメ979番1から3まで及び980番1から4までに限る。）、市之久田二丁目（167番4から7まで、167番12、167番15、167番16及び207番に限る。）及び小針三丁目（118番1から4まで及び118番10に限る。）の区域 愛知県西春日井郡豊山町の区域うち、大字豊場（字阿古島13番3、13番7及び13番8、字雨堤56番1から3まで、字杵ノ口1番、字岡浦1番1から3まで、字岡先1番、字岡前1番、字岡西1番1から4まで、字岡山1番1及び1番2、字上ノ池2番、字北上原2番、字狐塚1番、字小道2番1及び2番5、字笹塚1番、字散松1番、字新田町12番1及び12番3、字代官新田1番、字殿釜2番1及び23番、字中新田96番1、字七ツ割48番、字中之道1番2、1番4及び1番5、字幟立2番1、2番5、2番7及び2番8、字林先1番1及び1番6、字松ノ木島1番1から5まで及び1番9から11まで、字丸田41番1、41番5から7まで、44番2、44番5、44番8及び44番9、字孫四池2番、字丸池10番2、字南上原1番並びに字押洗1番1から4まで及び2番1に限る。）並びに大字青山（字阿古島5833番5、字蒲生3744番1及び3744番2、字尾張田5591番1及び5610番1から3まで、字河原5793番2、字北川3934番2、3936番3、3936番4、3938番3、3943番1、3943番2及び3951番、字北畑3563番1、字社宮司4677番1、4677番3、4677番8、字神田4878番1及び4878番2、字新田島4039番、字天神山3687番1及び3687番2、字道仙島4709番1から5まで、字長鶴4165番、字西大坪3894番1、3894番2及び3934番1から4まで、字西岡5026番、字西北野3667番2、字西敷野3364番1及び3364番2、3365番1及び3365番2、字乗房4520番1から6まで及び4579番1、字花ビラ5485番1から7まで及び5559番1、字東大坪4392番2、4392番4、4400番1から5まで、4528番1及び4528番2、字東岡5319番、字矢留6096番1並びに字棒作5952番1に限る。）の区域
愛知県名古屋市南中村区の区域のうち、岩塚町（字一軒立切20番、字杵脇1番1及び61番2、字神田1番、字九反所1番、字五反田1番、字高道1番、字茶ノ木島1番及び1番4、字流レ1番及び字竜子田11番1に限る。）の区域
愛知県名古屋市東区の区域のうち、矢田三丁目（1601番1及び1602番から1606番までに限る。）の区域 愛知県名古屋市北区の区域のうち、若鶴町（153番及び156番1に限る。）の区域 愛知県名古屋市西区の区域のうち、新木町（18番に限る。）並びに十方町（6番、8番、18番及び107番に限る。）の区域 愛知県名古屋市中区の区域のうち、栄四丁目（301番、302番、311番、312番1、312番2及び313番1から3までに限る。）、正木四丁目（901番、911番1及び911番2に限る。）の区域 愛知県名古屋市熱田区の区域のうち、明野町（310番1、310番2及び311番に限る。）、神宮四丁目（301番、905番及び906番2に限る。）並びに六番二丁目（301番、401番から403番まで、413番、501番、502番、504番、505番、510番から512番まで、521番及び523番に限る。）の区域 名古屋市市中川区の区域のうち、福船町三丁目（1番25及び1番26に限る。）、福船町四丁目（1番1に限る。）並びに江松三丁目（453番から460番まで、604番から608番まで及び611番から613番までに限る。）の区域 名古屋市港区の区域のうち、寛政町三丁目（35番及び36番に限る。）、十一屋一丁目（50番1、50番2、51番1、51番2、53番及び59番1に限る。）、須成町一丁目（1番5に限る。）並びに名港二丁目（909番1及び910番1に限る。）の区域 名古屋市南区の区域のうち、要町四丁目（26番、27番及び28番1に限る。）、上浜町（297番1に限る。）、塩屋町三丁目（11番、11番1から4までに限る。）並びに弥次エ町二丁目（17番1、17番2及び18番1に限る。）の区域 名古屋市緑区の区域のうち、有松南（103番1、105番1、111番、114番から117番まで、145番、149番及び153番に限る。）、浦里二丁目（59番、60番、62番、108番、110番から112番まで、113番1及び113番2に限る。）及び三丁目（34番、58番、59番、62番及び63番に限る。）、大高町（字三番割58番から61番及び63番に限る。）、大根山二丁目（145番から147番までに限る。）並びに鳴海町（字杜若51番1、51番2、52番1から4まで、65番1、65番4、65番5、66番1、66番2、66番4、66番5、67番1、68番1及び69番1に限る。）の区域
愛知県名古屋市港区の区域のうち、大江町及び本星崎町（山崎川、大江川の区域を除く。）の区域 愛知県名古屋市南区の区域のうち、加福町（山崎川の区域を除く。）の区域
愛知県豊橋市の区域のうち、牛川通四丁目（1番1から41までに限る。）、寺沢町（字深沢161番1から4まで、162番1から162番3で、163番から173番まで、174番1、174番2、175番から179番まで、180番1から3まで及び181番1から3までに限る。）、二川町（字道賢田8番1、8番7、18番3及び18番6、字東向山133番2、字四畝町2番1、2番10から15までに限る。）、豊清町（字茶屋ノ下2番54に限る。）並びに三弥町（字新水洗1番1、字中原1番1及び1番5、字元屋敷150番及び150番3から8までに限る。）の区域
愛知県岡崎市の区域のうち、大幡町（字堀田19番1、19番2、20番1、20番5、21番1、43番2、66番1、67番、68番及び69番3に限る。）、筒針町（字河原162番及び166番、字元流5番及び145番に限る。）、福岡町（字村前57番1、57番2、

58番1及び59番1に限る。)並びに矢作町(字川乗1番、字毛呂10番、字三反田1番、字高縄手22番2、字出口1番、字割出1番及び字橋塚26番4に限る。)の区域
愛知県一宮市の区域のうち、丹陽町五日市場(字本地45番に限る。)及び多加木二丁目(8番10から14までに限る。)の区域
愛知県半田市の区域のうち、潮干町(1番27及び1番48に限る。))並びに上浜町(25番3、26番1、26番3、27番1、28番2、59番3、60番1、61番1、62番1、65番3、129番1、130番1、131番1、132番1、134番1、135番1、136番1、137番2及び138番2に限る。)の区域
愛知県半田市の区域のうち、十一号地(18番17及び31に限る。)の区域
愛知県春日井市の区域のうち、如意申町五丁目(9番4から6までに限る。)、上田楽町(字川原先2466番2、2466番6、2466番11、2466番14から16まで、2469番9、2503番及び2515番1に限る。)、桃山町三丁目(42番3、44番1、44番3及び44番4に限る。)、東山町(字平橋2313番12、2313番13、2313番21、2313番24、2313番25及び2313番154から156までに限る。))並びに神屋町(字熊野上1139番62及び1139番63並びに字地福1218番18から20まで、1218番24及び1293番18に限る。)の区域
愛知県津島市の区域のうち、藤浪町一丁目(36番、38番から40番まで、60番1、62番2及び63番に限る。)、鹿伏兎町(西清水9番、25番から29番まで、45番、47番から49番まで、53番から57番まで、59番から62番まで、65番、66番、67番1、67番2、68番、69番及び83番から86番まで並びに上子守156番1に限る。))並びに白浜町(字下池57番1、58番1、61番1、62番1、64番から69番まで、70番1及び102番に限る。)の区域
愛知県碧南市の区域のうち、須磨町(5番17及び5番26に限る。))及び港本町(1番27、4番41及び69に限る。)の区域
愛知県安城市の区域のうち、里町(北歌口33番1から3まで並びに南歌口55番1、55番2、56番1、56番2、57番1及び57番2に限る。)、花ノ木町(30番4、31番6、31番7及び31番11に限る。)、横山町(大山田中90番7、93番8、93番9及び94番1に限る。)、安城町(西広畔13番1及び広美40番7に限る。)、和泉町(北大木3番1、3番2、3番14及び3番15並びに郷前54番に限る。)、根崎町(東新切29番1、30番1、31番1、32番1及び33番1に限る。))並びに新明町(27番4から7まで及び27番14から16までに限る。)の区域
愛知県西尾市の区域のうち、中畑町(喜平前17番1から4まで、21番1、22番4、23番、24番及び26番3に限る。)、上矢田町(郷後1番1、神明寺3番3、寺後1番2及び山伏塚1番に限る。)、米津町(五郎田1番1及び24番に限る。))並びに江原町(柳原67番1、67番2、68番1、68番2、75番、78番1、166番、219番1及び219番2に限る。)の区域
愛知県蒲郡市の区域のうち、御幸町(2808番に限る。))及び金平町(宮前7番2、7番4、7番6、8番1、8番2、10番1、10番7、10番8、13番1及び13番7から9までに限る。)の区域
愛知県犬山市の区域のうち、大字羽黒新田(字中島48番2及び45番4に限る。))並びに字柿畑(62番4、63番1、64番1、64番3、65番1、78番、78番2、79番から81番まで及び83番1に限る。)の区域
愛知県常滑市の区域のうち、セントレア一丁目(2番及び3番に限る。)、四丁目(2番18、2番19、11番8から14まで及び11番16に限る。))並びに五丁目(2番に限る。)の区域
愛知県江南市の区域のうち、後飛保町(前川40番、41番及び43番から47番までに限る。)の区域
愛知県小牧市の区域のうち、市道小坊田1号線と国道155号の交会点を起点とし、順次同国道、市道大山川左岸堤線、市道東名側道北路線、市道長様1号線、市道小坊田1号線を経て起点に至る道路の内側端線で囲まれた区域(小牧市大字上末(字小坊田1301番6に限る。))及び長治町(1番1、1番2、2番1、2番2、3番1、3番2、4番、5番1、5番2、6番、7番1、7番2、8番から12番まで、13番1、13番2、14番から16番まで、35番から40番までの区域に限る。)の区域を除く。)、下小針中島一丁目(172番、189番から194番まで、197番から205番までに限る。))、二丁目(3番に限る。)の区域
愛知県小牧市の区域のうち、大字舟津(字徳重1354番8、1358番1、1358番2、1359番1、1360番、1360番1、1366番、1366番2、1370番1及び1375番に限る。)、大字三ツ洲(字観音堂503番1、字東阿原1487番2、1488番1及び1489番並びに字東播洲1531番、1563番1、1564番1、1565番、1565番1、1565番2、1566番1、1567番1、1568番1及び1568番5に限る。)、大字村中(字池田1103番1に限る。)、大字本庄(字藤ノ木1087番3、1088番3、1089番から1093番まで、1094番1、1095番1、1096番1から4まで及び1097番から1100番まで並びに字山之内1251番4、1289番1、1289番3、1290番から1292番まで、1293番1、1293番4、1296番1、1296番5、1296番6及び1297番1に限る。)、大字野口(字岳造137番、147番1、147番6、147番7、147番9から12まで及び147番14並びに字句當田23番1から6まで)に限る。)、大字大草(字年上坂6246番1、6246番2、6252番1から3まで、6252番8、6252番9、6253番1から8まで、6253番10、6253番11、6255番1、6256番1、6256番4、6256番5、6257番1、6257番6、6257番7、6258番、6259番1、6259番2、6259番4、6260番、6261番1(北緯35度18分09秒・80、東経137度0分52秒・16の地点と北緯35度18分09秒・68、東経137度0分52秒・07の地点を結ぶ線で区切った南側の区域に限る。))、6261番2、6261番4、6262番1(北緯35度18分10秒・29、東経137度0分52秒・56の地点と北緯35度18分10秒・15、東経137度0分52秒・45の地点を結ぶ線で区切った南側の区域に限る。))、6262番2、6262番4及び6263番並びに字九反所5702番、5703番及び5704番1に限る。))並びに安田町(153番に限る。)の区域

愛知県稲沢市の区域のうち、下津牛洗町（４番１、４番２、９番１、１０番１、１０番２、１１番及び１２番１に限る。）、赤池坂畑町（３２番１、３２番２及び３３番１、６０番、６１番、６２番１、６２番２、６３番から７０番、７１番１、７２番及び７３番に限る。）、赤池広畑町（１番に限る。）、赤池南町（８６番に限る。）、陸田一里山町（１０４番及び１０５番に限る。）、高重東町（２７番１、２８番１から３まで、２９番１、２９番２、３０番、３１番１、３２番１、３７番１及び３８番１に限る。）、祖父江町山崎（江渚２９番１及び２９番２、三反７７番１、７７番５、８７番１、９１番１及び９１番８、才蔵野西９８番から１０１番まで及び１０２番１並びに才蔵野東１４７番１、１４７番２、１４８番から１５１番まで、１５２番１から３まで、１５３番、１５４番、１５５番１、１５６番１、１５７番、１５８番１、１５８番２、１６０番、１６２番１、１６２番２、１６２番４、１６３番、１６４番、１６５番１、１６５番２及び１６６番に限る。）、祖父江町本甲（拾町野４３番２、４３番５、４３番６、４３番８及び４３番９に限る。）並びに祖父江町森上本郷（十３番１、４１番２、４５番１、４６番１及び４６番４並びに十一４番１、４番８及び１４番２に限る。）の区域
愛知県新城市の区域のうち、有海（字高田１番２０及び字落合１番１までに限る。）の区域
愛知県東海市の区域のうち、名和町（二番割下３３番３に限る。）の区域
愛知県大府市の区域のうち、北崎町一丁目（４３番及び４５番に限る。）の区域
愛知県知多市の区域のうち、新刀池二丁目（２７番に限る。）の区域
愛知県知立市の区域のうち、新林町（小深田５番地、７番地１、７番地４、９番地１０及び１２番地２並びに茶野３１番地１及び３１番地６から８に限る。）の区域
愛知県尾張旭市の区域のうち、大塚町二丁目（１番３、１番４、１番１８及び１番２１から２４までに限る。）、旭前町（北４番、２４番から２８番まで、２８番１、３４番及び３６番から３８番まで、西新田５１５７番８並びに新田洞５０５０番１及び５０５２番１に限る。）並びに平子町（西１番及び１４番１に限る。）の区域
愛知県豊明市の区域のうち、栄町（新左山１番７９４に限る。）の区域
愛知県日進市の区域のうち、米野木町北畑（１番７、１番８、１番１３、１番７０、３８番１及び３８番４に限る。）並びに北山（２２６番２、２２６番６、２４８番２、２４８番３、２４９番１、２４９番８及び２４９番１０に限る。）の区域
愛知県愛西市の区域のうち、西保町（六十坪２番１及び５番１に限る。）の区域
愛知県清須市の区域のうち、西枇杷島町（地領一丁目１５番４から６、１５番１２及び１５番１３に限る。）並びに春日（郷ヶ島７２番１及び９１番に限る。）の区域
愛知県北名古屋市の区域のうち、六ツ師（大島１９番１、２０番、２１番、２２番１、４０番から４４番まで、６９番、７０番、７１番１、７１番２、７２番から７５番まで、７６番１、７６番２、７７番、７８番、７９番１、７９番２、８０番１、８０番２、８１番、８２番、８３番１、８３番２、８４番から９３番まで、９４番１及び９４番２並びに女夫越１番１から４まで及び２番に限る。）、沖村（岡１番１から４、西ノ川５８番１、５８番２、５９番から７１番まで、７２番１、７２番２及び７３番から１１３番まで、白弓１番１から４まで、２番から１８番まで、１９番１、１９番２、２０番から２６番まで、９９番から１１２番まで、１１３番１、１１３番２、１１４番１、１１４番２、１１５番１、１１５番２及び１１６番から１１８番まで、佐渡７９番から８２番まで、８３番１、８３番２、８４番から９１番、９２番１、９２番２、９３番から９５番まで、１２６番、１２７番、１２８番１、１２８番２及び１２９番から１４０番まで、舟附１番から７番まで、１９番から３４番まで及び５７番から６３番まで並びに六反１番から１１番まで、４２番、４３番、４４番１、４４番２、４５番から５４番まで、９６番から１１６番まで、１４４番から１５９番まで及び１８６番から１９２番に限る。）、石橋（白目１４番から３５番まで、３６番１、３６番２、３７番１、３７番２、３８番１、３８番２、３９番１、３９番２、４０番１、４０番２、４５番から５４番まで、１３０番及び１３１番に限る。）、北野（小柳１番から７番まで、８番１、８番２、９番１、９番２並びに天神１００番２及び１０１番から１０７番までに限る。）、鍛冶ヶ一色（東二丁目１１０番及び１１５番から１２１番までに限る。）並びに徳重（西沼４８番１、４９番１、５０番１、５１番から５７番まで、５８番１、５８番２、５９番１、５９番２に限る。）の区域
愛知県弥富市の区域のうち、楠二丁目（６５番２７に限る。）の区域
愛知県弥富市の区域のうち、楠三丁目（１１番、２０番１、２０番２（北緯３５度２分１５秒・０７、東経１３６度４７分１８秒・４７の地点を起点とし、順次同地点から北緯３５度２分９秒・１１、東経１３６度４７分１４秒・３２、北緯３５度２分８秒・３７、東経１３６度４７分１５秒・８９、北緯３５度２分８秒・３５、東経１３６度４７分１５秒・９３、北緯３５度２分８秒・４５、東経１３６度４７分１６秒・００、北緯３５度２分１４秒・０９、東経１３６度４７分１９秒・９４、北緯３５度２分１４秒・２０、東経１３６度４７分２０秒・０２、北緯３５度２分１４秒・２６、東経１３６度４７分２０秒・０６、北緯３５度２分１４秒・３０、東経１３６度４７分２０秒・０９の地点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。）、２０番３、２０番７及び２０番８に限る。）の区域
愛知県みよし市の区域のうち、黒笹町（小持松１１２３番１及び１１２３番４に限る。）の区域
愛知県あま市の区域のうち、七宝町安松（三丁目７番から９番まで、２４番及び８２番に限る。）、七宝町川部（四反田２０番、２１番及び３１番並びに屋敷代１５番、１６番、１９番及び２０番までに限る。）、花長（堀上１８番１から３までに限る。）、富塚（布内１２番１、１２番２、１３番１、１３番３、１３番４、１４番及び１５番１に限る。）及び篠田（綾瀬１番１、２番１及び１５番２、遠原１番から４０番まで及び４０番１、蓮島１番から４２番まで、一ツ蓮１番、５番から７番まで、１１番から１３番まで、１７番、１８番及び２１番、面徳１２番並びに藤東３１番及び３２番）の区域
愛知県丹羽郡大口町の区域のうち、高橋一丁目（１番から３番まで、５番、６番１、６番３、６番４、７番、７番１、７番２、８番、８番１、１０番、１１番、１２番１、１２番２、１３番から１５番まで、６４番、６５番１、６５番２、６６番、２７７番から２８２番まで、２８３番１、２８３番２及び２８４番１から３までに限る。）、仲沖一丁目（１番４、１番５、１６番１、１６番２及び１７番１から３までに限る。）の区域
愛知県海部郡蟹江町の区域のうち、舟入一丁目（１２７番、１３０番、１３１番、１３３番及び１３６番に限る。）の区域

愛知県海部郡飛島村の区域のうち、北緯 35 度 3 分 24 秒・22、東経 136 度 49 分 54 秒・62 の地点を起点とし、順次同地点から北緯 35 度 3 分 24 秒・26、東経 136 度 49 分 28 秒・95、北緯 35 度 3 分 15 秒・49、東経 136 度 49 分 28 秒・99、北緯 35 度 3 分 15 秒・54、東経 136 度 49 分 49 秒・22 の地点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域
愛知県海部郡飛島村の区域のうち、北緯 35 度 3 分 29 秒・32、東経 136 度 49 分 49 秒・15 の地点を起点とし、順次同地点から北緯 35 度 3 分 29 秒・31、東経 136 度 49 分 39 秒・91、北緯 35 度 3 分 26 秒・81、東経 136 度 49 分 39 秒・92、北緯 35 度 3 分 26 秒・82、東経 136 度 49 分 49 秒・15 の地点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域
愛知県海部郡飛島村の区域のうち、木場二丁目（38 番から 40 番まで、54 番、91 番、94 番、99 番及び 102 番に限る。）の区域
三重県津市の区域のうち、一身田中野（字東塩田 1 番 6、8 番 1、9 番、11 番、12 番、19 番 1、19 番 4、20 番 1、21 番及び 22 番 3 に限る）、片田町（字壱町田 846 番 2 に限る。）並びにあのつ台四丁目（3 番 3 及び 3 番 4 に限る。）の区域
三重県四日市市の区域のうち、茂福町（1748 番 1、1748 番 2、1749 番 1、1749 番 2、1750 番 2 に限る。）、広永町（字五反田 1243 番 1、1244 番 1、1245 番 1、1227 番 1、1227 番 3、1228 番 1、1229 番 1 及び 1230 番 1 に限る。）、黄金町（33 番、34 番に限る。）の区域
三重県伊勢市の区域のうち、竹ヶ鼻町（字潮満 100 番及び 100 番 8、字鶴ヶ森 99 番 1、99 番 30、99 番 33、99 番 40、99 番 83 及び 99 番 95 から 99 まで並びに字西ノ口 101 番 1、101 番 2 及び 101 番 8 から 10 までに限る。）、小木町（字出淵 695 番及び 696 番に限る。）、柏町（字下曾 1251 番 1、1251 番 3、1252 番 2、1253 番 1、字山田 1131 番から 1135 番まで、1136 番 1、1137 番 1 及び 1138 番 1 に限る。）並びに朝熊町（字鴨谷 4383 番 480、字西谷 3600 番 29 並びに字東谷 3477 番 36 及び 3477 番 40 に限る。）の区域
三重県松阪市の区域のうち、広陽町（22 番に限る。）の区域
三重県桑名市の区域のうち、大字蛸塚新田（字中屋敷 972 番 1、991 番 4、991 番 5、995 番 1、995 番 5、995 番 7 及び 1000 番並びに字仁太夫浦 1029 番 2、1030 番、1037 番 1、1106 番、1119 番 1、1130 番 1、1130 番 2 及び 1138 番に限る。）、大字蛸塚新田字仁太夫浦 1138 番、大字下深谷部字西山 1134 番、大字蛸塚新田字仁太夫浦 1143 番 1 地先を経て 1141 番 3 地先に至る里道、大字下深谷部字西山 1151 番 3 地先を経て 1142 番 1 地先に至る里道で囲まれた区域、大字北別所（字中縄 1844 番 7 に限る。）、大字播磨（字宮西 438 番 2 並びに字源兵衛 472 番 1、476 番 2、477 番 1 から 3 まで、480 番 8 から 10 まで、480 番 15、489 番 3、489 番 5、530 番 1 及び 530 番 5 に限る。）、大字東方（字土島 2454 番、2488 番 1、2488 番 2 及び 2488 番 4 並びに字畝若 2491 番 4 に限る。）、大字東汰上（字鎌地縄 507 番 1、字八反田 1081 番 6、字前田 1092 番 1、1092 番 5、1134 番、1135 番、1138 番 2、1145 番 2 及び 1153 番、字井口 1164 番 1 並びに字半会 1203 番及び 1207 番 1 に限る。）、大字額田（字棚瀬 1667 番、1668 番 1、1669 番 1 に限る。）、大字増田（字棚瀬 498 番 1、499 番 1、500 番、501 番 1、502 番 1、502 番 3、503 番 1、504 番 2 に限る。）並びに大字下深谷部（字東山 978 番 1、980 番、981 番 1、985 番 1、986 番 1、987 番 1、1035 番 1、1036 番 1、1037 番 2、1038 番、1039 番、1041 番、1044 番、1045 番 1、1048 番 1 及び 1049 番 2 並びに字西山 1134 番に限る。）の区域
三重県鈴鹿市の区域のうち、国府町（石丸 7651 番 23 に限る。）、広瀬町（東野 2830 番から 2836 番まで、2838 番、2839 番 1、2840 番から 2842 番まで、2843 番 1、2843 番 2、2844 番 1、2844 番 2、2845 番及び 2846 番、口山 870 番から 873 番まで、875 番、876 番、877 番 1、877 番 3 から 6 まで、878 番から 881 番まで、882 番 1、882 番 2、883 番 2、884 番 1、884 番 2、885 番、886 番 1、886 番 2、895 番 2、895 番 4、895 番 8、896 番 1、897 番、898 番、899 番 1 及び 900 番 5 に限る。）、寺家町（伏拝 983 番、985 番 1 に限る。）、稻生町（中山脇 8687 番 3、8708 番 1、8708 番 3、8708 番 4、8733 番、8734 番 1、8734 番 2、8819 番 1、8819 番 3、8819 番 4、8830 番 18、8830 番 115、8833 番、8835 番 1、8835 番 3、8838 番に限る。）、高岡町（唐木 2417 番 1 及び 2417 番 10 から 15 までに限る。）、一ノ宮町（三反長 1020 番 6、1020 番 11 及び 1059 番 3、屋佐縄 1166 番 1、1167 番 1、1167 番 2 及び 1169 番 1 から 3 まで、七九郎縄 1438 番 1、1438 番 4、1438 番 5、1439 番 1、1440 番 1、1441 番 1、1442 番 1、1443 番、1444 番 1、1444 番 3、1445 番 1、1446 番 1、1447 番 1、1448 番から 1450 番まで、1451 番 1、1455 番、1461 番、1461 番 1、1462 番 2、1467 番 1、1477 番 1、1507 番 3 から 7 まで及び 1525 番 9 並びに落縄 1545 番 3 から 6 まで、1556 番、1557 番、1557 番 1、1558 番 1、1561 番 1、1562 番 1、1566 番 1、1567 番 1、1568 番 1、1569 番 2、1570 番 2 及び 1570 番 4 に限る。）の区域
三重県亀山市の区域のうち、田村町（字大野 1777 番 15、字東山 1778 番 15、1778 番 23、1778 番 25 及び 1778 番 69 に限る。）、太森町（字大野 1995 番 2、1995 番 4 及び 1995 番 66 に限る。）の区域
三重県いなべ市の区域のうち、北勢町（大字其原字天王 57 番 13 及び 57 番 16 並びに大字大辻新田字大辻野 226 番 1、227 番、228 番 1、229 番 1、230 番、231 番 1、232 番 1、232 番 4、232 番 5、233 番 1、234 番から 237 番まで及び 238 番 1 に限る。）並びに員弁町（大字市之原字細谷 5 番 6、23 番 25 及び 23 番 26 並びに大字市之原字白岩谷 2331 番 17、2331 番 20、2331 番 21 及び 2331 番 25 から 28 までに限る。）の区域
三重県伊賀市の区域のうち、西明寺（字天津川 2231 番 9、2231 番 10、2231 番 17 から 22 まで、字中尾谷 2284 番 3、2284 番 5 から 10 までに限る。）並びに荒木（字ダラ 1848 番 7 から 9 まで、1848 番 15、1848 番 22 及び 1848 番 23 に限る。）の区域
三重県桑名郡木曽岬町の区域のうち、大字源緑輪中（93 番 1、93 番 4 から 6 まで、94 番 1 から 3 まで、95 番から 97 番まで及び 101 番から 107 番までに限る。）の区域
三重県員弁郡東員町の区域のうち、大字筑紫（字尾崎 333 番に限る。）、大字瀬古泉（字村前 28 番 1、字南溝 93 番 1、93 番 3、93 番 4、97 番 1 から 3 まで、115 番、117 番 1 から 4 まで、字泉前 146 番 1、148 番 1、1371 番、字前川原 198 番 7 及び字岩田 339 番 1、339 番 3 から 5 まで、361 番 1、361 番 3、361 番 4 に限る。）並びに大字山田（字尾崎 6 番 1、字角貝戸 335 番 1、字佛供田 345 番 1 及び字北前塚 3724 番 1、3725 番 1、3725 番 2、3727 番、3742 番に限る。）の区域

參考資料

特区の目標

○ 個別化・予防医療時代に対応した、グローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出

特区を構成する地方公共団体

神奈川県、横浜市、川崎市

主な事業

- ・検体情報ネットワーク事業とデータ解析センター事業
- ・診断支援事業とテラメイド医療への展開
- ・健診データを活用した検体バンク・検体情報ネットワークの整備
- ・革新的な医療機器等の開発と医工連携推進事業
- ・医薬品等の研究開発促進
- ・革新的な医薬品・医療機器の新たな評価・解析手法の確立と国際共同地治験の迅速化に関する事業
- ・再生医療等製品の研究開発促進事業
- ・遺伝子治療の研究開発促進
- ・ニーズ主導のマッチングによるベンチャー企業等の創出、産業課に関する事業

イメージ



AGC千葉工場 タンパク質培養槽

今回変更しようとする区域

横浜市の一部の区域を追加

区域変更の理由

AGC株式会社のバイオ医薬品原薬の開発・製造受託事業拡大のために利用する見込みとなったため。

変更区域において活用する予定の支援措置

※計画を作成し、認定を受けた後に活用可能。

【税制】

設備等投資促進税制

区域変更により期待される効果

革新的な医薬品の研究開発促進によって、特区のプレゼンス向上及びライフイノベーション分野における国際競争力の強化が期待される。

変更に係る予定

令和3年11月下旬 地域協議会
令和3年12月上旬 区域変更に係る申請 予定

アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区の区域変更について【愛知県・岐阜県・三重県・長野県・静岡県ほか】 【参考資料】

特区の目標

- アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成し、先端技術集約型産業である「航空宇宙産業」を振興するとともに、自動車に続く次世代産業として育成し、**「技術立国・日本」の成長・発展を牽引**することを目指す。

特区を構成する地方公共団体

長野県 長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、喬木村、豊丘村
岐阜県 岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町
静岡県 浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、清水町
愛知県 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村
三重県 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町の一部の区域

主な事業

- **ボーイング787等量産事業**
 - ・ボーイング787等を使用される部品の製造
 - ・複合材料を使用した航空機の機体の研究開発
- **Mitsubishi SpaceJetプロジェクト事業**
 - ・Mitsubishi SpaceJetに使用される部品の製造
 - ・Mitsubishi SpaceJet機体の組み立て
- **ボーイング777X開発・量産事業**
 - ・ボーイング777Xに使用される部品の製造
- **宇宙機器開発・供給事業**
 - ・基幹ロケットをはじめとする宇宙機器の開発・供給

今回変更しようとする区域

安城市及び北名古屋市の一部の区域を追加、清須市及び松阪市の一部の区域を解除

区域変更の理由

- ボーイング787の量産事業及び人工衛星、宇宙ステーション、ロケット、補給機に搭載の電子機器に使用される抵抗器等の製造事業などの円滑な推進を図るため、航空機部品や宇宙機器を生産する中小企業等の生産体制の再編、拡充を図る。

区域変更により期待される効果

- 機体メーカー・ロケットメーカーを支える中小企業の設備投資が促進される。

イメージ



画像提供：ボーイング社、三菱航空機㈱、JAXA

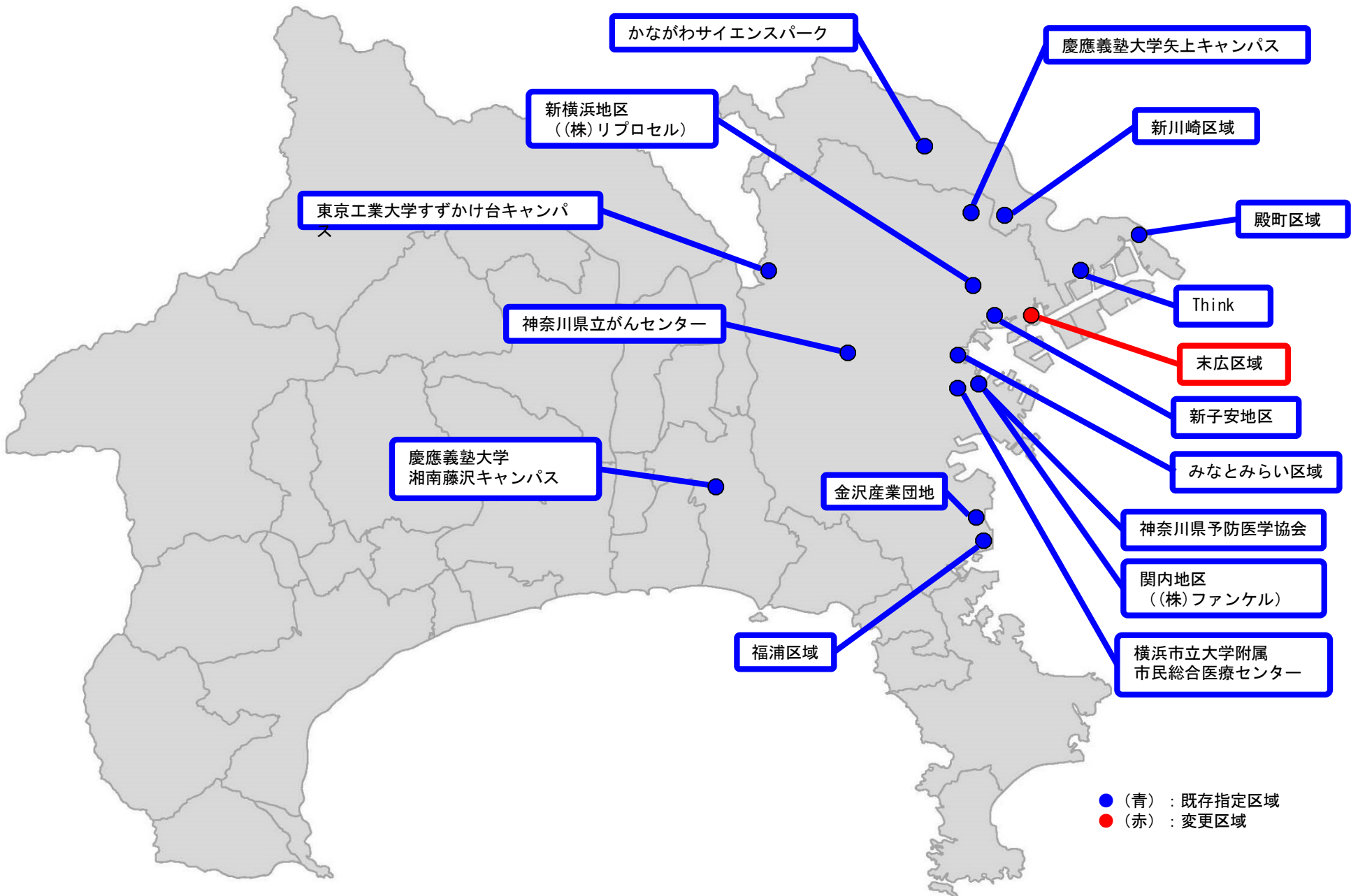
変更区域において活用する予定の支援措置
※計画を作成し、認定を受けた後に活用可能。

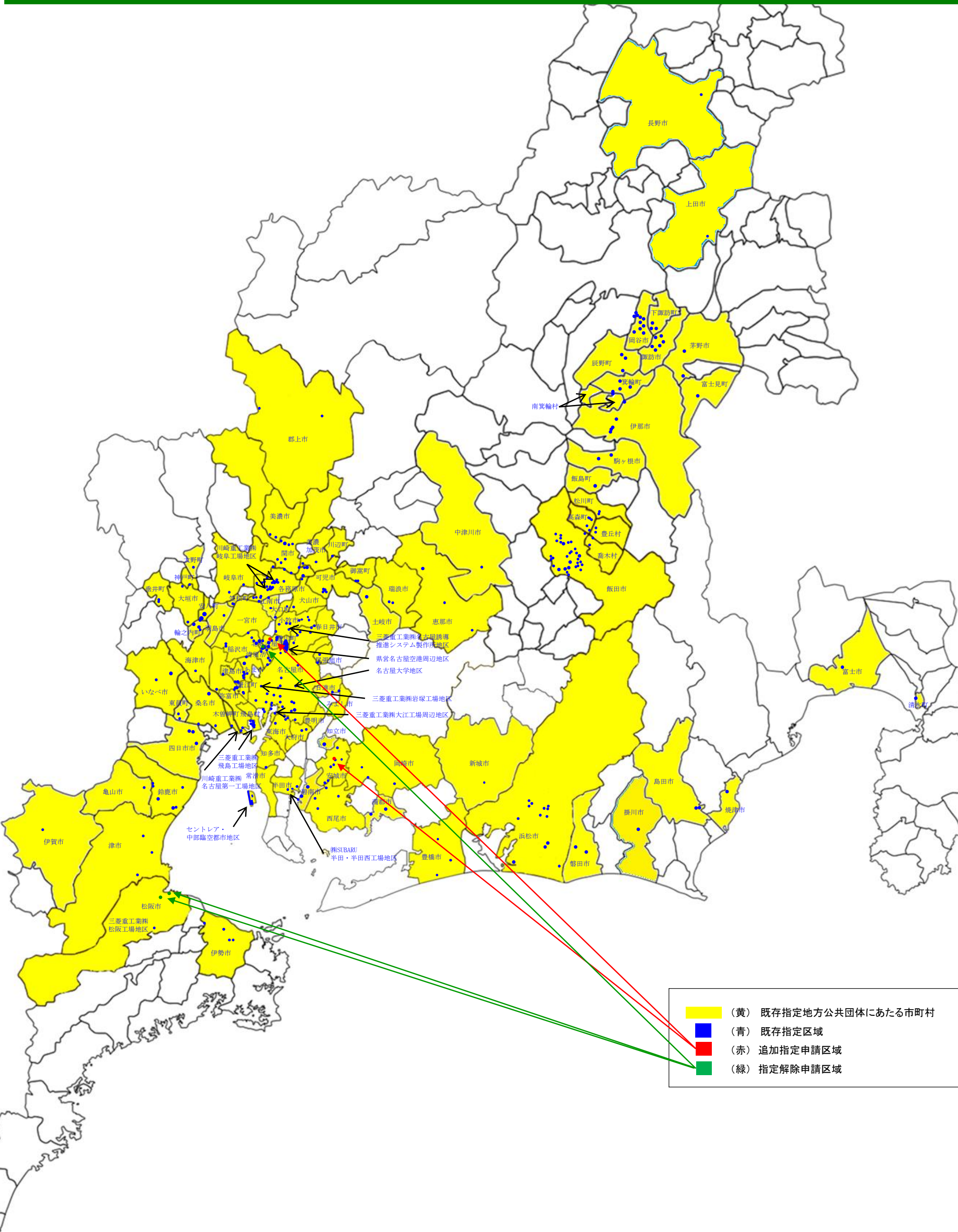
- 税制支援（設備投資減税）
- 金融支援（利子補給金）

変更に係る予定

- 令和3年10月中旬 地域協議会
- 令和3年12月上旬 区域変更に係る申請 予定

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 全体区域図 [参考資料]





国際戦略総合特別区域の区域変更案

国際戦略総合特別区域の名称：京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

地 方 公 共 団 体 の 名 称：神奈川県・横浜市・川崎市

国際戦略総合特別区域の範囲：

新	旧
神奈川県横浜市鶴見区の区域のうち、末広町1丁目（12番3及び12番4を除く。）、小野町 <u>36番1、36番5、36番8、39番、41番1、41番2、42番、43番1、43番3、43番4、43番5、43番7、44番1、46番3、50番3、52番2、52番3、52番5、</u> 72番1、72番6、72番7、72番8、72番9、72番10、74番1、75番1、75番2、75番4、76番1、76番2、77番2、 <u>77番3、92番2、94番2、151番7、弁天町2番、2番4、2番7及び2番9</u> の区域	神奈川県横浜市鶴見区の区域のうち、末広町1丁目（12番3及び12番4を除く。）、小野町72番1、72番6、72番7、72番8、72番9、72番10、74番1、75番1、75番2、75番4、76番1、76番2、77番2 <u>及び</u> 77番3の区域
神奈川県横浜市西区、神奈川区、中区、南区、港北区、金沢区、旭区及び緑区（略）	神奈川県横浜市西区、神奈川区、中区、南区、港北区、金沢区、旭区及び緑区（略）
神奈川県川崎市（略）	神奈川県川崎市（略）
神奈川県藤沢市（略）	神奈川県藤沢市（略）

国際戦略総合特別区域の区域変更案

国際戦略総合特別区域の名称：アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区

地 方 公 共 団 体 の 名 称：長野県、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町、静岡県、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、清水町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、名古屋港管理組合

国際戦略総合特別区域の範囲：

新	旧
長野県（略）	長野県（略）
岐阜県（略）	岐阜県（略）
静岡県（略）	静岡県（略）
愛知県名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市及び碧南市（略）	愛知県名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市及び碧南市（略）
愛知県安城市の区域のうち、里町（北歌口 33 番 1 から 3 まで並びに南歌口 55 番 1、55 番 2、56 番 1、56 番 2、57 番 1 及び 57 番 2 に限る。）、花ノ木町（30 番 4、31 番 6、31 番 7 及び 31 番 11 に限る。）、 <u>横山町（大山田中 90 番 7、93 番 8、93 番 9 及び 94 番 1 に限る。）、安城町（西広畔 13 番 1 及び広美 40 番 7 に限る。）、和泉町（北大木 3 番 1、3 番 2、3 番 14 及び 3 番 15 並びに郷前 54 番に限る。）、根崎町（東新切 29 番 1、30 番 1、31 番 1、32 番 1 及び 33 番 1 に限る。）並びに新明町（27 番 4 から 7 まで及び 27 番 14 から 16 までに限る）の区域</u>	愛知県安城市の区域のうち、里町（北歌口 33 番 1 から 3 まで並びに南歌口 55 番 1、55 番 2、56 番 1、56 番 2、57 番 1 及び 57 番 2 に限る。）、花ノ木町（30 番 4、31 番 6、31 番 7 及び 31 番 11 に限る。）、安城町（西広畔 13 番 1 及び広美 40 番 7 に限る。）、和泉町（北大木 3 番 1、3 番 2、3 番 14 及び 3 番 15 並びに郷前 54 番に限る。）、根崎町（東新切 29 番 1、30 番 1、31 番 1、32 番 1 及び 33 番 1 に限る。）並びに新明町（27 番 4 から 7 まで及び 27 番 14 から 16 までに限る）の区域
愛知県西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市及び愛西市（略）	愛知県西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市及び愛西市（略）
愛知県清須市の区域のうち、西枇杷島町（地領一丁目 15 番 4 から 6、15 番 12 及び 15 番 13 に限る。）並びに春日（郷ヶ島 72 番 1 及び 91 番に限る。）の区域	愛知県清須市の区域のうち、西枇杷島町（地領一丁目 15 番 4 から 6、15 番 12 及び 15 番 13 に限る。）並びに春日（字五反地 51 から 54 まで及び 57 から 64 まで並びに <u>字郷ヶ島 72 番 1 及び 91 番に限る。）の区域</u>
愛知県北名古屋市の区域のうち、六ツ師（大島 19 番 1、20 番、21 番、22 番 1、40 番から 44 番まで、69 番、70 番、71 番 1、71 番 2、72 番から 75 番まで、76 番 1、76 番 2、77 番、78 番、79 番 1、79 番 2、80 番 1、80 番 2、81 番、82 番、83 番 1、83 番 2、84 番から 93 番まで、94 番 1 及び 94 番 2 並びに女夫越 1 番 1 から 4 まで及び 2 番に限る。）、沖村（岡 1 番 1 から 4、西ノ川 58 番 1、58 番 2、59 番から 71 番まで、72 番 1、72 番 2 及び 73 番から 113 番まで、白弓 1 番 1 から 4 まで、2 番から 18 番まで、19 番 1、19 番 2、20 番から 26 番まで、99 番から 112 番まで、113 番 1、113 番 2、114 番 1、114 番 2、115 番 1、115 番 2 及び 116 番から 118 番まで、佐渡 79 番から 82 番まで、83 番 1、83 番 2、84 番から 91 番、92 番 1、92 番 2、93 番から 95 番まで、126 番、127 番、128 番 1、128 番 2 及び 129 番から 140 番まで、舟附 1 番から 7 番まで、19 番から 34 番まで及び 57 番から 63 番まで並びに六反 1 番から 11 番まで、42 番、43 番、44 番 1、44 番 2、45 番から 54 番まで、96 番から 116 番まで、144 番から 159 番まで及び 186 番から 192 番に限る。）、石橋（白目 14 番から 35 番まで、36 番 1、36 番 2、37 番 1、37 番 2、38 番 1、38 番 2、39 番 1、	愛知県北名古屋市の区域のうち、六ツ師（大島 19 番 1、20 番、21 番、22 番 1、40 番から 44 番まで、69 番、70 番、71 番 1、71 番 2、72 番から 75 番まで、76 番 1、76 番 2、77 番、78 番、79 番 1、79 番 2、80 番 1、80 番 2、81 番、82 番、83 番 1、83 番 2、84 番から 93 番まで、94 番 1 及び 94 番 2 並びに女夫越 1 番 1 から 4 まで及び 2 番に限る。）、沖村（岡 1 番 1 から 4、西ノ川 58 番 1、58 番 2、59 番から 71 番まで、72 番 1、72 番 2 及び 73 番から 113 番まで、白弓 1 番 1 から 4 まで、2 番から 18 番まで、19 番 1、19 番 2、20 番から 26 番まで、99 番から 112 番まで、113 番 1、113 番 2、114 番 1、114 番 2、115 番 1、115 番 2 及び 116 番から 118 番まで、佐渡 79 番から 82 番まで、83 番 1、83 番 2、84 番から 91 番、92 番 1、92 番 2、93 番から 95 番まで、126 番、127 番、128 番 1、128 番 2 及び 129 番から 140 番まで、舟附 1 番から 7 番まで、19 番から 34 番まで及び 57 番から 63 番まで並びに六反 1 番から 11 番まで、42 番、43 番、44 番 1、44 番 2、45 番から 54 番まで、96 番から 116 番まで、144 番から 159 番まで及び 186 番から 192 番に限る。）、石橋（白目 14 番から 35 番まで、36 番 1、36 番 2、37 番 1、37 番 2、38 番 1、38 番 2、39 番 1、

【参考資料】

39 番 2、40 番 1、40 番 2、45 番から 54 番まで、130 番及び 131 番に限る。）、北野（小柳 1 番から 7 番まで、8 番 1、8 番 2、9 番 1、9 番 2 並びに天神 100 番 2 及び 101 番から 107 番までに限る。）、鍛冶ヶ色（東二丁目 110 番及び 115 番から 121 番までに限る。）並びに徳重（西沼 48 番 1、49 番 1、50 番 1、51 番から 57 番まで、58 番 1、58 番 2、59 番 1、59 番 2に限る。）の区域	39 番 2、40 番 1、40 番 2、45 番から 54 番まで、130 番及び 131 番に限る。）、北野（小柳 1 番から 7 番まで、8 番 1、8 番 2、9 番 1、9 番 2 並びに天神 100 番 2 及び 101 番から 107 番までに限る。）並びに鍛冶ヶ色（東二丁目 110 番及び 115 番から 121 番までの <u>区域</u> に限る。）の区域
愛知県弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町及び飛島村（略）	愛知県弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町及び飛島村（略）
三重県津市、四日市市及び伊勢市（略）	三重県津市、四日市市及び伊勢市（略）
三重県松阪市の区域のうち、広陽町（22 番に限る。）の区域	三重県松阪市の区域のうち、広陽町（22 番に限る。）の区域
	三重県松阪市の区域のうち、大口町（字北堀田 340 番 1 及び字子ノ新田 419 番 1に限る。）並びに大塚町（字塚田 24 番、24 番 1、25 番 1 から 3 まで、26 番 4、26 番 6、28 番 4、29 番 1 及び 29 番 3 並びに字ヲン鳥 30 番 1、35 番 1、36 番 1 から 3 まで、37 番、38 番 1、38 番 3、38 番 4、39 番 1、41 番 1、41 番 3、42 番及び 43 番に限る。）の区域
三重県桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町及び東員町（略）	三重県桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町及び東員町（略）